



藤岡市立日野小学校 いじめ防止基本方針 概要

R6.4

- いじめ防止対策推進法・国いじめ防止基本方針
- 群馬県いじめ防止基本方針
- 藤岡市いじめ防止基本方針

【学校教育目標】
 基本目標『未来を切り拓く力をもった児童の育成』
 目指す児童像 「【知】自ら学び自ら考える子」
 「【徳】心豊かで思いやりのある子」
 「【体】健康でたくましい子」

～5つのいっぱい運動～
 「学び、笑顔、やる気
 思いやり、あいさつ」
 いっぱい

【いじめ防止対策の基本理念】

- すべての児童が安心して学校生活を送り、目標をもって様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭や地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【学校いじめ対策委員会】(いじめ法22条に基づく組織)
 ※いじめの未然防止・早期発見・早期対応を実行的に行う組織

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進
- いじめの疑いに関する情報や、問題行動の情報等の収集・記録・共有
- いじめの疑いがあった場合、部会を開き、指導・支援方針を決定
- 保護者や関係機関と連携し、速やかな解消を目指す
- 問題の解消まで「組織」が責任をもつ。児童の人格の形成に主眼を置き、問題の再発を防ぐとともに、その後の経過も見守り続ける。

未然防止

- ①「居場所づくり」
 - 学習指導の充実
 - ・西連携型小中一貫校授業スタンダードに基づいた授業
 - ・児童同士の共感的人間理解
 - 環境づくり
 - ・子どもサミット、いじめ防止子ども会議、5つのいっぱい運動、等
- ②「絆づくり」
 - 特別活動の充実
 - ・自発的・自治的な態度の育成
 - ・学級経営、児童会活動の充実
- ③道徳・人権教育の充実
 - 教育活動全体での常時指導
 - ・授業改善
 - ・教職員の人権感覚を高める

早期発見

- ①基本的な考え方
 - 児童の些細な変化に気づくこと
 - ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、判断
 - 気づいた情報の確実な共有
 - ・担任単独で判断しない
 - ・いじめを発見、相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に報告
 - (情報に基づいた)速やかな対応
 - ・連絡帳等におけるかかわり
 - ・いじめアンケート調査、面談 等
 - ・相談しやすい学校風土づくり
- ②相談窓口・方法の周知
 - ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導
 - ・学校、関係機関等への相談方法の周知

早期対応

- ①いじめ対策委員会の対応
 - ・情報の共有
 - ・手立ての検討、役割分担の決定
 - ・手立ての実行(実践)
 - ・報告・再検討
 - ・継続的な支援・指導
- ②対応の留意点
 - ・被害児童のケア、加害児童の指導等、解消まで「組織」が責任をもつ。
 - ・単に謝罪や責任を形式的に問うことで解消とせず再発防止と見守りを継続
- ③保護者、地域との連携
 - ・いじめの問題に対する学校の認識や対応方針、方法などを周知するとともに、共通認識に立った上での連携・協力

重大事態への対処

- ①重大事態
 - いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い
 - いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ②対応
 - 1) 市教育委員会に報告
 - 2) 設置者が調査主体の場合は、市が調査組織を設置
学校が調査主体の場合は、校内調査組織を設置
 - 3) 事実関係の調査
 - 4) 関係児童等のケア
 - 5) 事実関係の情報提供